

目次

前文

- 第1章 総則(第1条—第9条)
- 第2章 景観計画の策定等(第10条・第11条)
- 第3章 行為の規制等(第12条—第22条)
- 第4章 景観重要建造物等(第23条—第28条)
- 第5章 景観まちづくり協定等(第29条—第31条)
- 第6章 景観形成団体(第32条・第33条)
- 第7章 支援、助成等(第34条)
- 第8章 表彰(第35条)
- 第9章 景観審議会(第36条・第37条)
- 第10章 雑則(第38条)

付則

台東区は、東に隅田川、西に上野の台地を擁し、江戸文化を基調とし、由緒ある寺社や四季折々の風物など貴重な歴史的資産に恵まれている。

江戸から東京へと培われた豊かな歴史、伝統、文化は、このまちに暮らす人々の多彩な想いを集積して、他に類のない、個性ある生活空間を形成してきた。

それぞれの時代を経て育まれたまちの情景は、かけがえのない区民共通の財産であり、まちの景観を形づくる重要な資源となっている。

景観資源を引き続き守り育てることはもとより、英知と創意を結集し、独特の情景を醸し出した風格ある都市景観を創出することは、私たちに課せられた責務である。

ここに台東区は、区民と協働して、それぞれの地域の特性を活かしながら、新たな都市景観を創出し、調和のとれた潤いのある良好な景観の形成を進め、これを次世代に継承していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の規定に基づく景観計画の策定や行為の規制等について必要な事項を定めるとともに、台東区(以下「区」という。)、区民等及び事業者の責務を明らかにするほか、届出対象行為に係る事前協議などについて必要な事項を定めることにより、区、区民等及び事業者が協力して、愛着の持てる潤いのある良好な景観の形成を進め、もって快適な都市環境の実現と区民文化の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な景観の形成 地域特性や人々の思いを尊重して、安全で住みよい台東区らしい景観を守り、育て、新たに創造することをいう。
- (2) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (3) 工作物 建築基準法第88条に規定する工作物及び台東区規則(以下「規則」という。)で定めるものをいう。
- (4) 屋外広告物 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物及び規則で定めるものをいう。
- (5) みどり 樹木、樹林、生け垣、草花、草地及び水辺地をいう。
- (6) 区民等 区内に住所を有する者及び区内に居住する者並びに区内の土地又は建築物に関する権利を有する者をいう。
- (7) 事業者 区内で商業、工業、建設業その他の事業活動を行う者をいう。
- (8) 公共事業 国、東京都及び区が施行する土木建築に関する事業をいう。

(基本理念)

第3条 区、区民等及び事業者は、みどり、歴史的・文化的資源及び観光資源などを活かすとともに、地域の個性ある街並みを育み、区民等が愛着を持てる、潤いのある良好な景観の形成に向けて取り組まなければならない。

(区の責務)

第4条 区は、法第2条に定める基本理念及び前条に定める基本理念(以下これらを「基本理念」という。)にのっとり、良好な景観の形成の推進に必要な施策を総合的に実施するよう努めるものとする。

- 2 区は、前項の施策の実施に当たっては、区民等及び事業者の意見が十分反映されるよう努めるものとする。
- 3 区は、公共施設の整備に当たっては、良好な景観の形成に対する先導的役割を果たすよう努めるものとする。
- 4 区は、区民等及び事業者の良好な景観の形成に関する意識の高揚を図るため、知識の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

(区民等の責務)

第5条 区民等は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、自ら良好な景観の形成に努めなければならない。

- 2 区民等は、区が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、土地の利用等の事業活動に関し、自ら良好な景観の形成に努めなければならない。

2 事業者は、区が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第7条 区長、区民等及び事業者は、良好な景観の形成の推進に際し、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、他の公益との調整に留意しなければならない。

(国等に対する要請)

第8条 区長は、必要と認めるときは、国若しくは他の地方公共団体又はこれに準ずる団体に対し、区が推進する良好な景観の形成に関して協力を要請するものとする。

(東京都又は関係区市町村との協議)

第9条 区長は、良好な景観の形成を総合的かつ効果的に推進するために必要があると認めるときは、東京都知事又は関係区市町村の長に対し、協議を求めることができる。

2 区長は、東京都知事又は関係区市町村の長から、良好な景観の形成を推進するために必要な協議を求められたときは、これに応ずるものとする。

第2章 景観計画の策定等

(景観計画の策定)

第10条 区長は、良好な景観の形成を推進するため、法第8条第1項に規定する景観計画(以下「景観計画」という。)を定めるものとする。

2 区長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ第36条に規定する東京都台東区景観審議会(同条第1項を除き、以下「景観審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、景観計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(景観基本軸等)

第11条 区長は、景観計画の区域(法第8条第2項第1号の景観計画の区域をいう。以下同じ。)内において、次に掲げる地区を指定することができる。

(1) 景観基本軸

(2) 景観形成特別地区

2 前項第1号の景観基本軸(以下「景観基本軸」という。)は、次に掲げる特徴的な景観が

連続する地域のうち、区における良好な景観の形成を推進する上で、特に重点的に取り組む必要がある地区とする。

- (1) 河川に沿った地域
- (2) 道路、鉄道等の交通施設に沿った地域
- (3) 前2号に掲げるもののほか、別に区長が定める地域

3 第1項第2号の景観形成特別地区(以下「景観形成特別地区」という。)は、次に掲げる景観資源を含む地域のうち、区における良好な景観の形成を推進する上で、特に重点的に取り組む必要がある地区とする。

- (1) 歴史的価値の高い施設及びその周辺地域
- (2) 観光の振興を図る上で特に重要な地域
- (3) 前2号に掲げるもののほか、別に区長が定める地域

4 景観基本軸及び景観形成特別地区における法第8条第2項第2号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項は、景観基本軸又は景観形成特別地区ごとに定めることができる。

第3章 行為の規制等

(行為の届出)

第12条 法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、区長に届け出なければならない。

2 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (2) 法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為(同項第2号に掲げる行為にあっては、規則で定める工作物に係る行為に限る。)のうち、規則で定める規模以下のもの

3 前項第2号の規則で定める工作物及び規則で定める規模は、景観計画の区域内において定められた地区ごとに定めることができる。

(特定届出対象行為)

第13条 法第17条第1項の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(事前協議)

- 第14条 第12条第1項の規定による届出又は屋外広告物の表示、設置、改造、移設、外観の過半にわたる色彩の変更若しくは外観の過半にわたる修繕若しくは表示方法の変更(以下「屋外広告物の表示等」という。)を行おうとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、区長に協議しなければならない。
- 2 東京都景観条例(平成18年東京都条例第136号)第20条の協議を要する場合については、前項の規定は、適用しない。
- 3 区長は、第1項の規定による協議があったときは、当該協議をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(景観計画の区域内における指導)

- 第15条 区長は、景観計画において法第8条第2項第2号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を定めたときは、当該行為の制限に適合しない行為をしようとする者又はした者に対し、当該行為の制限に適合させるため、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(勧告の手続等)

- 第16条 区長は、法第16条第3項の規定による勧告のほか、次に掲げる者に対し、期限を定め、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- (1) 第14条第1項の規定による協議を怠った者又は虚偽の内容により協議を行った者
- (2) 前条の規定による指導に従わない者
- 2 区長は、法第16条第3項の規定による勧告又は前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 区長は、法第16条第3項の規定による勧告又は第1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 4 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(変更命令等の手続)

- 第17条 区長は、法第17条第1項又は第5項の規定により必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観に関する情報提供)

- 第18条 法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為を行う者は、法令等の規定により当該行為に関して地域住民に説明する義務がある場合は、景観に関する情報について

併せて説明しなければならない。

- 2 法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為を行う者は、法令等の規定による説明義務がない場合であっても、景観に関する情報を掲示その他の方法で地域住民に適切に提供するように努めなければならない。

(行為完了の報告)

第19条 法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は屋外広告物の表示等をした者は、当該届出に係る行為又は屋外広告物の表示等が完了したときは、規則で定めるところにより、区長に報告しなければならない。

(公共事業景観形成指針)

第20条 区長は、公共事業に係る良好な景観の形成のための指針(以下「公共事業景観形成指針」という。)を定めることができる。

- 2 区長は、公共事業景観形成指針を定めようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 区長は、公共事業景観形成指針を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、公共事業景観形成指針の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(公共事業景観形成指針への適合)

第21条 公共事業を施行する者は、公共事業景観形成指針に適合するように努めなければならない。

(公共事業の施行に関する助言)

第22条 区長は、公共事業を施行する者から申出があり、かつ、良好な景観の形成のために必要と認めるときは、当該公共事業を施行する者その他規則で定める者に対し、助言をすることができる。

- 2 区長は、前項の助言をする場合において、必要と認めるときは、景観審議会の意見を聴くことができる。

第4章 景観重要建造物等

(指定等の手続)

第23条 区長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定しようとする場合、法第22条第1項の規定により現状変更の許可をしようとする場合、同条第3項の規定によ

り条件を付そうとする場合、法第23条第1項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命じようとする場合、法第26条の規定により管理に関する命令又は勧告をしようとする場合及び法第27条第1項の規定により指定の解除をしようとする場合(法第19条第3項の建造物に該当するに至ったときを除く。)は、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 区長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定しようとする場合、法第31条第1項の規定により現状変更の許可をしようとする場合、同条第2項において準用する法第22条第3項の規定により条件を付そうとする場合、法第32条第1項において準用する法第23条第1項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命じようとする場合、法第34条の規定により管理に関する命令又は勧告をしようとする場合及び法第35条第1項の規定により指定の解除をしようとする場合(法第28条第3項の樹木に該当するに至ったときを除く。)は、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。

(管理の方法の基準)

第24条 法第25条第2項の条例で定める管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。
- (2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の滅失及びき損を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

2 法第33条第2項の条例で定める管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要樹木について、病虫害を防除するための措置を講ずること。
- (2) 景観重要樹木について、必要に応じ、枝打ち、整枝その他これらに類する措置を講ずること。
- (3) 景観重要樹木が滅失し又は枯死する恐れがあると認めるときは、直ちに区長と協議して当該景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐ措置を講ずること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

(滅失等の届出)

第25条 景観重要建造物及び景観重要樹木(以下「景観重要建造物等」という。)の所有者は、当該景観重要建造物等の全部又は一部が滅失し又はき損(景観重要樹木にあっては、枯死)したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

(所有者の変更等の届出)

第26条 景観重要建造物等の所有者が変更したときは、新たな所有者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

2 景観重要建造物等の所有者は、氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地を変更したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

(景観形成資源の選定等)

第27条 区長は、建築物、工作物、みどりその他の物件等で景観保全上重要と認めるものを景観形成資源として選定することができる。

2 区長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ建築物、工作物、みどりその他の物件等の所有者の同意を得なければならない。

3 区長は、第1項の規定による選定を行う場合において、必要と認めるときは、景観審議会の意見を聴くことができる。

4 区長は、景観形成資源を選定したときは、その目録を作成し、公表するとともに、区民等及び事業者への周知を図るものとする。

5 前3項の規定は、景観形成資源の選定の変更又は解除について準用する。

(地域風情資源の選定等)

第28条 区長は、地域における伝統、文化、にぎわいその他生き生きとした人々の活動及び暮らしを形づくる生活風景であつて、都市景観を形成する重要な要素であると認めるものを地域風情資源として選定することができる。

2 区長は、前項の規定による選定を行う場合において、必要と認めるときは、景観審議会の意見を聴くことができる。

3 区長は、地域風情資源を選定したときは、その目録を作成し、公表するとともに、区民等及び事業者への周知を図るものとする。

4 前2項の規定は、地域風情資源の選定の変更又は解除について準用する。

第5章 景観まちづくり協定等

(景観まちづくり協定の締結)

第29条 区民等は、一定の区域を定めて、その区域内に所有し、又は管理する土地、建築物、工作物、屋外広告物、みどりその他良好な景観の形成に係る物件等について、それらを所有し、又は管理する者の合意により、その区域の良好な景観の形成に関する協定(以下「景観まちづくり協定」という。)を締結することができる。

2 景観まちづくり協定は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 景観まちづくり協定を締結した者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事業所の所在地)
- (4) 景観まちづくり協定の対象となる区域
- (5) 良好な景観の形成に必要な土地、建築物、工作物、屋外広告物、みどり等の景観形成に関する基準
- (6) 有効期間
- (7) 景観まちづくり協定に違反する行為があった場合の措置
- (8) 変更又は廃止の手続

(景観まちづくり協定の認定)

第30条 景観まちづくり協定を締結した者は、前条第2項に掲げる事項を記載した景観まちづくり協定書を作成し、規則の定めるところにより、その代表者を通じて、区長に景観まちづくり協定の認定を求めることができる。

- 2 区長は、景観まちづくり協定がこの条例の目的に照らして適当であると認めるときは、これを認定することができる。
- 3 区長は、前項の規定による認定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。
- 4 景観まちづくり協定を締結した者は、当該協定を変更又は廃止したときは、速やかにその代表者を通じて、区長に届け出なければならない。
- 5 区長は、前項の規定による変更の届出があった場合において、変更後の景観まちづくり協定の内容がこの条例の目的に照らして適当であると認めるときは、変更後の景観まちづくり協定を認定することができる。
- 6 区長は、第4項の規定による変更の届出があった場合において、変更後の景観まちづくり協定の内容がこの条例の目的に照らして適当でなくなったと認めるとき及び第4項の規定による廃止の届出があったときは、第2項の規定による認定を取り消すことができる。
- 7 第3項の規定は、区長が第5項の規定による認定を行った場合及び前項の規定による認定の取消しを行った場合について準用する。

(景観協定)

第31条 区長は、法第83条第1項の規定による景観協定の認可、法第84条第1項の規定による景観協定の変更の認可、法第88条第1項の規定による景観協定の廃止の認可及び法第90条第1項の規定による一の所有者による景観協定の認可をしようとするときは、景観審議会の意見を聴くことができる。

第6章 景観形成団体

(景観形成団体の認定等)

第32条 区民等は、一定の区域内における良好な景観の形成を目的とする団体又は良好な景観の形成に寄与する研究若しくは活動を自主的に行う団体を組織したときは、規則で定めるところにより、その代表者を通じて、区長に対し、当該団体を景観形成団体として認定するよう申請することができる。

2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、当該団体が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、景観形成団体として認定することができる。

- (1) その活動が当該区域における良好な景観の形成に有効なもの
- (2) その活動が当該区域の多数の区民等に支持されているもの
- (3) その活動が関係者の所有権その他の財産権を不当に制限するものでないもの
- (4) 当該区域内における全ての区民等が構成員となることができるもの

3 区長は、前項の規定による認定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

4 第2項の規定による認定を受けた景観形成団体は、活動の内容その他認定事項に変更があったとき又は解散したときは、速やかにその代表者を通じて区長に届け出なければならない。

5 第2項及び第3項の規定は、区長が前項の規定による認定事項の変更の届出を受理した場合について準用する。

(認定の取消し)

第33条 区長は、前条第2項の規定により認定した景観形成団体が同項に掲げる要件に該当しなくなったと認めるとき若しくは景観形成団体として適当でなくなったと認めるとき又は前条第4項の規定による解散の届出を受理したときは、その認定を取り消すことができる。

2 区長は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

第7章 支援、助成等

(支援、助成等)

第34条 区長は、良好な景観の形成の推進に著しく貢献すると認められる活動を行う者に対して、当該活動に関する技術的支援及び助成その他の措置を講ずることができる。

第8章 表彰

(表彰)

第35条 区長は、良好な景観の形成に著しく貢献する行為をした者を表彰することができる。

2 区長は、前項の規定により表彰しようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴くことができる。

第9章 景観審議会

(設置)

第36条 良好な景観の形成を適切に推進するため、区長の附属機関として、東京都台東区景観審議会を設置する。

2 景観審議会は、この条例の規定により定められた事項その他区長の諮問する良好な景観の形成に関する重要事項を調査し、審議するものとする。

3 前項に定めるもののほか、景観審議会は、良好な景観の形成に関し区長に意見を述べることができる。

(組織)

第37条 景観審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第10章 雑則

(委任)

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第1条、第2条、第6条、第7条、第10章及び次項の規定は、平成14年11月1日から施行する。

(東京都台東区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 東京都台東区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年12月台東区条例第20号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則(平成23年3月16日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、台東区規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日からこの条例による改正後の東京都台東区景観条例(以下「新条例」という。)第10条の台東区の景観計画の効力が生じる日の前日までの間は、東京都が定めた景観計画(台東区の区域に係る部分に限る。)を台東区の景観計画とみなす。
- 3 施行日前に東京都景観条例(平成18年東京都条例第136号)第10条第1項の規定により東京都知事になされた届出(台東区の区域に係るものに限る。)は、新条例の相当規定により台東区長になされた届出とみなす。
- 4 この条例の施行の際、改正前の東京都台東区景観まちづくり条例(以下「旧条例」という。)第10条の規定による届出をした者についての当該届出に係る旧条例の規定の適用については、なお従前の例による。
- 5 施行日以後に旧条例第10条第1項に掲げる行為(景観法(平成16年法律第110号)第16条第1項の規定による届出を要するものを除く。)を行う者については、新条例第10条の台東区の景観計画の効力が生じる日の前日までの間は、旧条例第2章及び第31条の規定は、なおその効力を有する。
- 6 この条例の施行の際、旧条例第23条第1項の規定により選定された景観まちづくり資源は、新条例第27条第1項の規定により選定された景観形成資源とみなす。
- 7 この条例の施行の際、旧条例第26条第2項の規定により認定された景観協定は、新条例第30条第2項の規定により認定された景観まちづくり協定とみなす。
- 8 この条例の施行の際、旧条例第27条第2項の規定により認定された景観まちづくり団体は、新条例第32条第2項の規定により認定された景観形成団体とみなす。